

指定障害者支援施設ポプラの家

利用契約重要事項説明書

(短期入所)

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

* 当施設ではご利用者に対して短期入所のサービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇ 目 次 ◇

1.	サービスを提供する事業者	2
2.	ご利用施設	2
3.	事業の実施地域及び営業時間	2
4.	施設設備の概要	3
5.	職員の配置状況	4
6.	サービスと利用料金	5
7.	利用者の記録や情報の管理、開示について	9
8.	苦情受付について	9

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 恩鳥福祉会
所 在 地	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地36
電 話 番 号	0795-73-0501
F A X 番 号	0795-72-0501
代表者氏名	理事長 足立 一志
設 立 年 月	昭和61年3月7日

2. ご利用施設

施設の種類	短期入所	令和6年10月1日 指定更新 兵庫県指定第2811300124
施設の目的	利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に実施します。	
施設の名称	ポプラの家	
施設の所在地	兵庫県丹波市柏原町柏原4283番地 4	
電話番号	0795-73-0501	
F A X 番 号	0795-72-0501	
施設長(管理者)	石塚 寛	
サービス管理責任者	上田真佐夫 ・ 足立 翔 ・ 大字智子	
施設の運営方針 について	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 事業の実施に当たっては、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。知的障害者福祉法に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施する。	
主たる対象者	知的障害児・知的障害者	
利用定員	併設型 4名 ・ 空床型	
開設年月日	平成18年10月1日	

3. 事業の実施地域及び営業時間

事業実施地域	兵庫県内
営業日	年中無休
受付時間	24時間受付
サービス提供時間帯	全日

4. 施設設備の概要

(1) 居室の概要

施設設備の種類	室数	備考
2人部屋	4	各室テレビ・3段整理棚設置・和室またはフローリング床

(2) 居室以外の施設設備の概要

施設設備の種類	室数	備考
訓練・作業室	5	作業台・椅子
相談室	2	
洗面所	6	
便所	13	男子・女子用（各4）、身障用（3）、職員用（2）
多目的室	1	
食堂	1	
調理室	1	
食品庫	1	
医務室	1	
浴室	1	
脱衣室	1	
事務室	1	
会議室	1	
支援員室	3	
運動場	1	
高齢化棟	10	

当事業所では、厚生労働省が定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

(3) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

内 容	介護給付費対象外の利用料金
入浴料	週3回を超える入浴料：200円/回

上記は、介護給付費の支給対象とならないため、ご利用の際は、利用者（障害児の場合はその保護者）に別途利用料金をご負担いただきます。

送迎サービスは、利用者の心身の状況、保護者の状況等からみて、必要と認められた場合に行います。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設においては、居室その他の施設・設備をご利用いただくに当たって以下の点にご注意ください。

1. 居室は2人部屋ですので、テレビを視聴する場合は他のご利用者とは十分話し合うこと。
2. 生活棟においては家庭と同様の生活を基本とするので、他のご利用者に迷惑をかけないこと。
3. 居室には、自ら使用する物品は基本的には何を持ち込んでもよいが、2人部屋であること並びに他のご利用者が不安定になるような物品は避けていただきたいこと。
4. 朝の起床は、基本的には午前7時00分とする。その時間までは、他のご利用者に迷惑になるので朝の身支度など準備はしないこと。
5. 就寝時間は、基本的に午後10時とする。

5. 職員の配置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1名			1名	
サービス管理責任者	3名	1名	2名			1.6名	
医 師					2名	0.2名	
看護師	2名		2名			1.8名	
機能訓練指導員	2名		2名			0.2名	
生活支援員	19名	名	16名	3名		18.4名	
管理栄養士	1名	1名				1名	

当施設では、ご利用者に対して短期入所を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

常勤換算は職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

6. サービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 介護給付費から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者（障害児の場合はその保護者）に負担いただくサービス [(1) 以外のサービス]

があります。

(1) サービスと利用料金

以下のサービスについては、食費を除き、9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を法定代理受領する場合には、利用者（障害児の場合はその保護者）は、利用者負担分として、利用者負担の月額上限設定に伴う減額等が行われない場合、サービス利用料金の1割の額を事業者にお支払いいただきます(定率負担)。

また、介護給付費の利用者負担額は、市町村が上限を決めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当施設への月々の利用者負担が変わることがあります。

なお、介護給付費が給付されるサービスの場合でも、法定代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

《サービスの概要》

① 日常生活の支援

i 食事の提供

栄養・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。

《食事時間》

朝食（ 7 : 3 0 ~ 8 : 4 5 ）

昼食（ 1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 4 5 ）

夕食（ 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 4 5 ）

利用者の特性を考慮に入れつつ、夏時間、冬時間等を導入しながら、弾力運営します。

ii 入浴

入浴・清拭は、毎週3回行ないます。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭を行なうなど適切な方法で実施します。

iii 排泄

利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

iv 着脱衣

身辺処理能力を押し図りつつ、利用者の身辺自立を促す支援を行います。

v 整容

朝の支度の支援、髯の援助、地域での整髪実施支援を行ないます。

② 医療および健康管理

i 医療

嘱託医師による診察・治療

氏名	三浦博幸
診療科	内科
診察日	第2・第4火曜日
場所	医務室

氏名	福井辰彦
診療科	精神科
診察日	第1・第3火曜日
場所	医務室

なお、利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診、治療を受けることができます。

協力医療機関：①大塚病院
②丹波医療センター

ii 服用の支援

支援員によって、服薬支援を実施していく。

iii 通院と治療

利用中、疾病の治療については、医療機関への受診を支援します。

③ 社会的活動の支援

i 日常生活支援

地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を目指した支援

ii 余暇活動

地域での行事、家庭からの買い物外出、並びに家庭内における余暇生活の幅を広げる支援

iii その他の社会活動

情報提供において、情報の獲得と利用方法、社会資源の活用、選挙権行使等支援していく。又、コミュニケーション技術の拡大を支援します。自己管理、自己責任の概念にとどまらず、一般社会生活のノウハウを身につけます。

《サービス利用料金(1日あたり)》

ご利用者の障害程度区分とサービス内容に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額を除いた額(利用者負担)と食費・光熱水費の合計額をお支払いいただきます。(利用者負担の月額上限設定の負担軽減措置等が別途ございます。)

食事にかかる 自己負担額	低所得者の場合	朝食	1 9 0 円
		昼食	2 3 0 円
		夕食	2 3 0 円
	低所得者以外の場合	朝食	5 0 0 円
		昼食	5 4 0 円
		夕食	5 4 0 円
光熱水費にかかる 自己負担額	1泊につき		3 2 8 円

☆ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費・光熱水費といたします。

[サービス利用の取り消し(キャンセル)について](契約書第10条参照)

サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、下記の1日あたりのキャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)	朝食相当額	1 9 0 円
	昼食相当額	2 3 0 円
	夕食相当額	2 3 0 円

(2) (1) 以外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、下記の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ② 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用
- ③ その他

利用に当たって別途利用料金をご負担いただく介護給付費外のサービス

内 容	介護給付費対象外の利用料金
おやつ	一定の分量以上
外出に伴う費用	施設行事以外の買物・外食・観劇・交通費等実費
嗜好品	タバコ・コーヒー実費
衣料	実費
クラブ活動に伴う経費	材料代・謝礼等実費
複写印刷代	文書コピー等私的の場合 10 円/1 枚
指導訓練の器具・材料代	特定の器具や材料の場合実費
故意破損補償	実費
日用品	歯ブラシ・歯磨き粉 : 実費 自分の好みに合うシャンプー・ぬれティッシュ等 本人が希望するもの : 実費
おむつ	実費
理髪代	実費
インフルエンザ予防接種費用	実費

上記は、介護給付費の支給対象とならないため、ご利用の際は、ご利用者（障害児の場合はその保護者）に別途利用料金をご負担頂きます。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）及び 4 の（3）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を、請求書受領後、10 日以内にお支払ください。

ア 窓口での現金支払

イ 下記指定口座への振り込み

郵便振替 兵庫柏原郵便局

記号 1 4 3 0 0

番号 6 4 2 4 3 2 0 1

名義 社会福祉法人恩鳥福祉会

理事長 足立 一志

第三者委員

吉見和幸	電話番号 0795-85-0497
楠本武夫	電話番号 0795-72-0248

(2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	所在地	電話番号
丹波市役所	丹波市氷上町成松字甲賀1	0795-82-1001
春日庁舎	丹波市春日町黒井811	0795-74-0221
柏原支所	丹波市柏原町柏原5528	0795-72-0544
青垣支所	丹波市青垣町佐治114	0795-87-1001
山南支所	丹波市山南町谷川1110	0795-77-0240
市島支所	丹波市市島町上田448-1	0795-85-1001
丹波篠山市役所	篠山市北新町41	079-552-1111
西脇市役所	西脇市下戸田128-1	0795-22-3111
西宮市役所	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3130
尼崎市役所	尼崎市竹谷町2-183 出屋敷リベル5階	06-6415-6246
宝塚市役所	宝塚市東洋町1-1	0797-71-1141
神戸市須磨区役所		
北須磨支所	神戸市須磨区中落合2-2-6	078-793-1212
神戸市北神区役所	神戸市北区藤原台中町1-2-1	
	北神中央ビル2階	078-981-5377
川西市役所	川西市中央町12-1	072-740-1111
多可町役場	多可郡多可町中区岸上281-51	0795-32-5151
兵庫県社会福祉協議会		
	神戸市中央区坂口通り2-1-1	078-242-6868
受付時間は午前9時から午後5時まで		

日時：令和 年 月 日 時 分
場所：

指定障害者支援施設ポプラの家の短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行ないました。

事業所名 指定障害者支援施設ポプラの家
説明者職名 _____
説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者支援施設ポプラの家の短期入所事業に関するサービスの提供及び利用についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者(児童の場合は保護者)

住所 _____

氏名 _____ (印)

身元保証人住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____